

令和7年度第1回船橋市介護保険事業運営協議会

日時：令和7年5月21日（水）午後1時30分～2時30分

場所：市役所本庁舎9階 第1会議室

出席者

鳥海正明委員（会長）、吉田壽一委員（副会長）、齋藤吉宏委員、
赤岩けさ子委員、杉山宏之委員、椎名美生子委員、杉森裕子委員、
島田晴美委員、乾麻由美委員、佐藤俊彦委員、長島孝委員、芦崎恵子委員

欠席者

佐藤惟委員、若生美知子委員、高橋強委員、佐藤博巳委員、吉田圭子委員

1. 開会

2. 議題等

（1）報告事項

- ・令和7年度事業説明について
- ・次期計画策定について
- ・施設整備計画の状況について
- ・苦情・相談受付状況について

（2）その他

3. 閉会

議事

○事務局

定刻となりましたので、只今より、令和7年度第1回船橋市介護保険事業運営協議会を開催いたします。本日は、お忙しい中ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。司会を務めます介護保険課の鎗木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況でございますが、佐藤惟委員、若生美知子委員、高橋強委員、佐藤博巳委員、吉田圭子委員から欠席のご連絡をいただいております。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。本日、ご用意した資料といたしまして、「席次表」を配布させていただいております。このほか、事前に郵送させていただきました資料として「次第」、「委員名簿」、及び、資料の右上に附番しております

- ・資料１－１ 介護保険給付費等の推移及び財源について
- ・資料１－２ 介護保険料等における基準額の調整について
- ・資料１－３ ７年度予算「介護支援専門員研修費用助成事業」
- ・資料１－４ 法典地域包括支援センター藤原サブセンターの開設について
- ・資料１－５ 身寄りのない高齢者等サポート事業
- ・資料２－１ 次期計画策定について
- ・資料２－２ 次期計画スケジュール（案）
- ・資料２－３ 船橋市認知症施策推進計画の策定について
- ・資料２－４ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法概要
- ・資料３－１ 介護保険施設及び居住系サービス整備計画数
- ・資料３－２ 第８期～９期介護保険事業計画 施設整備状況
- ・資料４ 令和５年度に寄せられた苦情及び相談について

がございます。資料が足りない方はお申し出ください。

本日の会議時間は１時間程度を予定しております。ご多忙と存じますが、ご協力をお願いいたします。

ご発言の際には、皆様の前にあるマイクのスイッチを押してからご発言いただき、ご発言が終わりましたら、スイッチをもう一度押してお切りいただきますようお願いいたします。

つづきまして、この度委員の変更がございましたので、新しく委員になられた方についてのご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

３号委員として、船橋商工会議所 河野洋平様をご退任されたことにより、ご後任として、船橋商工会議所 佐藤俊彦様が着任することになりました。それでは、佐藤委員、ご挨拶をお願いいたします。

○佐藤俊彦委員

船橋商工会議所 佐藤俊彦と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。また、2号委員として、現在、船橋市医師会を代表して委員になられている鳥海正明様が、船橋市保健・医療・福祉問題懇談会の代表を兼任することになりましたので併せてお知らせいたします。

議事を進めるに先立ち、会議の公開についてご説明します。船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき、本日の議題には不開示情報は含まれていないため、会議は公開となります。また、会議概要及び会議録は、市ホームページ及び市役所11階の行政資料室にて、公開することとなっております。なお、傍聴者はございません。それでは、鳥海会長には議事の進行をお願いいたします。

○鳥海会長

これより次第2の「議題等」に沿って議事を始めます。それでは、報告事項「令和7年度事業説明について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

「令和7年度事業説明について」について説明いたします。

はじめに介護保険事業特別会計の概要、続きまして高齢者福祉に関連する今年度事業のうち3件の新規事業について説明いたします。

それでは、介護保険事業特別会計の概要について、介護保険課より説明をお願いします。

○介護保険課長

資料1-1「介護保険給付費等の推移について」と資料1-2「介護保険料等における基準額の調整について」ご説明をさせていただきます。

まず、資料1-1「介護保険給付費等の推移及び財源について」をご覧ください。「1. 介護保険給付費等の推移について」の表は、介護保険事業計画第8期の令和3年度から5年度における第1号被保険者の数や介護サービスに使った費用である「給付費」などが表の中央、右側にはそれらの予定値である事業計画第9期の数値を記載しております。今年度である令和7年度の予算は、この事業計画値に基づいて、給付費を計上しています。

ご覧のとおり、令和3年度の実績以降令和8年度までの傾向として、65歳以上の被保険者数及び要介護認定者数も増加し、認定者率も上昇する見込みです。認定者数の増加に

に伴い、給付費も令和3年度の399億円から8年度には511億円に増加する見込みです。そして、1人当たり給付費、すなわち第1号被保険者数で総給付費を割り返した金額となりますが、ここにつきましても、増加しています。

この要因は、端的には後期高齢者の割合が上がることにありと考えられ、より多くのサービスを必要とすることが見込まれることから、1人当たり25万7千円から31万7千円に増加する見込みで、令和7年度は、30万2千円を見込んだものとなっております。令和8年度以降もこの傾向が続き、給付費が増加していくことが見込まれます。

続きまして、「介護保険の財源について」でございますが、大まかに介護給付費にかかる負担割合等を円グラフでお示ししております。前回も少し触れさせていただいた内容と重複しますが、介護保険の財源は、半分が保険料、半分が税で構成されております。この保険料のうち、65歳以上の第1号被保険者の負担割合は、全体の約23%とされており、令和7年度の介護保険料歳入予算は、約121億円となります。このうち約9割に当たる部分が、特別徴収として年金天引により、お納めいただくものとなります。

続きまして、資料1-2「介護保険料等における基準額の調整について」をご覧ください。ここでは、介護保険料につきまして、今年度は国の制度改正に基づき変更点がございましたので、ご報告いたします。

第1号被保険者の保険料について、令和7年1月22日付で、算定根拠である介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことによる変更となります。図で、変更箇所について、2か所、吹き出し矢印で示されております。これは、第1号被保険者の標準段階における所得基準を見直すもので、これまで、老齢基礎年金満額の支給額相当として、年金収入等80万円を第1と第2段階、第4と第5段階の段階境界の基準額として設定されていたものが、令和6年度の年金額が、前年度からプラス2.7%の改定となったことから、令和7年度の介護保険料におきまして、この基準額を80万9千円へ変更するというものです。

こうすることで、例えば老齢基礎年金満額受給者で他に収入がないケースにおいて、せっかく年金受給額が増えたのに、所得段階も上がって保険料負担も増えてしまうということを防ぐために措置されたものとなります。また、こうした考えを同じにして、資料中※印で記載がございますが、高額介護サービス費や補足給付における、利用者負担段階区分に使用していた年金収入等80万円の基準につきましても、80万9千円となり、令和7年8月から変更されることを併せて報告いたします。

○事務局

続きまして新規の事業を3件ご紹介いたします。初めに、介護保険課の新規事業「介護支援専門員研修費用助成事業」について、引き続き介護保険課から説明いたします。

○介護保険課長

介護保険課の新規事業「介護支援専門員研修費用助成事業」について、ご説明いたします。資料1－3をご覧ください。

この事業は、介護支援専門員いわゆるケアマネジャーを対象として、市内の事業所で働く方に対し、資格取得に伴う法定研修費の一部を助成することで、ケアマネジャー不足に対応する事業として実施するものとなります。

現状の欄にも記載をしておりますが、「在宅医療に繋げるための居宅のケアマネジャーが不足している」といった医療機関からの声や、令和5年度以降のケアマネジャーへのアンケート調査を実施する中でも、居宅介護支援事業所の約6割が職員の不足感を感じていることや、利用者の受け入れを一部制限していると答えた事業所があるという結果を把握してまいりました。また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、複合的な課題を抱える高齢者の増加といった背景もあり、利用者に寄り添う支援を常としているケアマネジャーの業務に対する負担感から、なり手が増えていかないことや、アンケート調査からも、業務内容が厳しいことや、給与等の条件が合わない、資格更新の負担が大きいことが離職原因に考えられることとして、多くの回答を占めていた状況がありました。

そこで、令和7年度の市の新規事業として、千葉県でもケアマネジャーの更新研修に係る補助を実施することを踏まえ、市では、新たなケアマネジャーを増やすという視点で、新規、復職、また、令和9年度より居宅介護支援事業所に必置となる主任ケアマネジャーの新規取得研修を対象に、かかる経費の半額を助成する事業を開始するものとなります。

○事務局

続きまして「藤原サブセンター」について担当課の地域包括ケア推進課より説明いたします。

○地域包括ケア推進課 職員

地域包括ケア推進課から、法典地域包括支援センター藤原サブセンターの開設について

ご説明いたします。資料１－４「法典地域包括支援センター藤原サブセンターの開設について」をご覧ください。

第１０次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画におきまして、地域包括支援センターの充実の一環として、令和６年度から令和８年度までの計画期間内にサブセンターを設置することを予定しておりました。サブセンターは、地域包括支援センターの一部として支所的な役割を持ち、本体であるセンターと一体となって高齢者の総合相談窓口等の業務を実施する機関になります。令和６年１０月１日に、最初のサブセンターとして、豊富・坪井地域包括支援センター小室サブセンターを設置いたしました。今回ご報告する法典地域包括支援センター藤原サブセンターは、市内２つ目のサブセンターとして令和７年５月１日に開設いたしました。法典地域包括支援センターにサブセンターを設置した理由をご説明いたします。法典地域包括支援センターにつきましては、東西に広いエリアを担当しておりますが、本体であるセンターはエリアの東側にあたる東武アーバンパークライン馬込沢駅前にあることから、エリアの西側にお住まいの市民からは、センターまでアクセスがしづらいという声があり、また、職員からは、訪問に時間がかかるなどの声がございました。このことから、利便性の向上を図るため、エリアの西側である西部福祉会館内にサブセンターを設置いたしました。

○事務局

続きまして「身寄りのない高齢者等サポート事業」について担当課の福祉政策課より説明いたします。

○福祉政策課長

資料１－５をご覧ください。身寄りのない高齢者等サポート事業となります。

市内の単身の高齢世帯につきましては、直近の今年の４月１日時点で４８，８２２世帯となっております。現在の介護保険事業計画中の将来見込みの中で、令和２２年１０月１日、西暦２０４０年になりますが、このときの見込みが７７，７４５世帯というになっております。また、現在の介護保険事業計画を策定する前の令和４年度に実施いたしました高齢者生活実態調査の中でのアンケートで、身寄りのないと申告した方の割合が全体の１割に到達しております。つまり、現在でもおよそ４，８００人、将来的には約７，７００人身寄りのない高齢者が発生することになります。そこで、身寄りのない高齢者等サポ

ート事業を開始することを考えまして、これらの方が住み慣れた地域で最後まで安心して生活をしていただけるよう見守り、安否確認サービスをはじめ、入退院時の付添を行う入退院時等の支援サービス、預託金をお預かりしたうえで、お亡くなりになったあとの葬儀、火葬、納骨等に関する死後事務サービスを行う事業として、今年10月1日より開始する予定でございます。この事業は委託で行うこととしており、受託事業者は船橋市社会福祉協議会を予定しております。資料中段以降、実施するサービスを表にしております。見守り安否確認サービスとは、最初は月1回の電話、あるいは6か月に1回の家庭訪問を実施いたしまして、安否確認や健康状態のアンケートを取っていきたいと考えております。こちらの事業につきましては、6,000円の年会費を頂戴することとしております。

入退院時等支援サービスは、入退院時等の付き添い、それから入退院時等の緊急連絡先になること、および病院からの要請に応じて緊急対応、医療説明時の同席、入退院時の支払いの代行を含んだサービスとなります。ご利用時は各1,200円を頂戴することになっております。

死後事務サービスは、葬儀、火葬、納骨に関すること、それから死亡に伴う行政官庁等への届け出等の事務、この2つでおおよそ23万円の預託金をしていただくこととしております。

賃貸住宅の家財処分、明け渡しに伴う諸手続きにつきましては、おおよそ10万円の預託を頂戴するということにしております。合計で33万円預託していただければ、死後事務サービスができるというような制度です。

資料裏面をご覧ください。この事業の対象者は、市内居住の65歳以上の単身高齢者です。子供や親族がいないもしくは、おられるが疎遠である等、頼れる身寄りがいない方となります。また、契約内容を十分にご理解いただきまして、そのうえで利用を希望されるという方といたします。

加えて、賃貸以外に自己所有の不動産、一軒家にお一人住まいで、その処分等について、しっかりと考えていただける方、例えば相続、それから売却、これについて、将来の構想が見込める方については、会員になっていただくような形をとりたいと考えております。

また、生活保護を受給している方は、生活保護制度の中で賄われますので、この事業の対象ではございません。但し生活保護受給者でも、家財整理等については、生活保護制度では賄えないことから、生活保護を受給している方が相談に訪れた際には、遺言を書いて

いただくなどのご自身の身じまいについてお考えいただく機会を設けたいと考えております。相談から契約までの流れでございますが、この相談受付は電話予約制を考えております。

何故かと申しますと、この事業は最初にエンディングノートを書いていただきながら、丁寧に説明をしていく関係上、契約までに相当時間がかかることが想定されます。先行自治体のお話を伺いますと、最低でも3ヶ月くらいかかるのではないかというご助言を頂戴しておりますので、予約制のうえでひとつひとつクリアしていくような形のご案内をしていければと思っております。

○事務局

以上、報告事項「令和7年度事業説明について」のご説明となります。

○鳥海会長

ただいまの説明を受けて、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

○島田委員

資料1－3 7年度予算「介護支援専門員研修費用助成事業」について、更新研修第1期が先週から始まっていますが、既に始まっている研修に関してもこの助成金の対象にはなるのでしょうか。また、HPにも掲載がされているのか、掲載されていない場合、いつ頃の掲載になるのか教えてください。

○事務局

今回の市の補助につきましては、新規の資格取得の方を対象としております。また、千葉県で実施する補助金につきましては、更新が対象となっております。更新の場合は千葉県にご確認いただき、新規の場合は市で補助をさせていただければと思います。ホームページにつきましては、間もなく掲載できると考えております。

○島田委員

ありがとうございました。

○鳥海会長

資料１－１「介護保険給付費等の推移及び財源について」ですが、第８期実績について、予想より給付費が上昇したなど、予想と異なった点がありますか。

○事務局

第８期について、見込みを大幅に超えて給付費が伸びています。財源を調整する財源調整基金が現在６億円から７億円程度に落ち込んでいます。第８期が始まる前には２７～２８億円ありましたが、想定以上に給付費が伸びています。

○鳥海会長

９期も予想を超えて給付費が伸びることはあり得るかと思います。適宜財源を充てていくしかないということになると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、本協議会として、報告事項「令和７年度事業説明について」報告を受けたものといたします。それでは次に、報告事項「次期計画策定について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

続きまして、「次期計画策定について」介護保険課より説明いたします。資料２－１「次期計画策定について」をご覧ください。

船橋市では、介護保険制度が開始された平成１２年度以降、３年を期間とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。これは、高齢者の保健・福祉・介護等の施策について、将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくために、法律に基づいて策定するものであり、このたび、令和９年度から１１年度にかけての次期計画を策定いたします。計画では、今後国から示される所定の内容について規定することとなり、例えば、資料点線で囲っている「介護サービスたる給付の量の見込や、介護保険料の見込み、人口予測や高齢者向け実態調査の設問項目」などが、国から示される予定です。また、令和５年度に認知症基本法が成立したことに伴い、「第１期認知症施策推進計画」を併せて策定します。「認知症施策推進計画」の詳細については、後に担当課である地域包括ケア推進課より説明いたします。

資料下段、策定方法です。策定にあたり、要介護者等を含む高齢者の生活状況やサービ

スに関するニーズを把握するための「高齢者生活実態調査」を実施します。広く高齢者を対象とする調査となりますが、今回の計画策定では、前回の5ブロック調査から、さらの詳細なデータを集めるべく、市内24地区コミュニティを単位として調査を実施する予定です。

この調査結果をもとに船橋市の高齢者のニーズや高齢者を取り巻く環境や状況を把握し、今後の介護保険の利用見込等を分析します。これらの調査や分析は専門的知識を必要とすることから、公募型プロポーザルによる業務委託を行います。委員のみなさまには受託業者が取りまとめた調査結果や分析結果をもとに、それぞれの視点からご意見をいただきたく、当協議会にて審議をお願いすることとなります。

それでは、計画策定事務と、この協議会との関係をスケジュール案とあわせて説明させていただきます。資料2-2「次期計画スケジュール（案）」をご覧ください。

先日、5月19日、業務支援委託者を選定するためにプロポーザル参加業者募集を開始しました。その後、応募期間や審査期間を経て、8月には選定業者との契約締結を予定しています。また、高齢者実態調査の詳細について、調査実施前の11月を目途に、令和7年度第2回運営協議会にて、調査予定項目を報告しご意見を賜ったのち、12月から翌年3月に「高齢者生活実態調査」としてアンケートを実施します。

令和8年5月にアンケート結果をまとめた「調査報告書」の完成を予定し、令和8年7月に令和8年度第1回運営協議会を開催し、報告書の結果報告をします。その後、市の職員で構成される庁内検討委員会と有識者から構成される作成委員会にて計画書の素案を作成し、令和8年11月に開催予定の令和8年度第2回運営協議会にてみなさまに素案をお見せします。その後、市民に意見を募集するパブリックコメントを実施。令和9年2月に令和8年度第3回運営協議会を開催し、みなさまに審議していただき、令和9年3月に計画策定となります。

最後に本協議会の設置要領の改正予定についてです。認知症施策推進計画を策定するにあたり、当協議会のなかでご意見をいただきたいと考えておりますことから、「船橋市介護保険事業運営協議会設置要綱」を改正する予定です。次回運営協議会までには改正し、ご報告をしたいと思います。

それでは、先ほど少し触れました「認知症施策推進計画」について、担当課から詳細を説明いたします。

○地域包括ケア推進課 職員

船橋市認知症施策推進計画の策定について説明させていただきます。資料２－３「船橋市認知症施策推進計画の策定について」をご覧ください。資料２－４「共生社会の実現を推進するための認知症基本法概要」は、参考資料です。

認知症施策推進基本計画についてです。本計画策定の背景と概要ですが、令和６年１月に国において共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、同年１２月に認知症施策推進基本計画が閣議決定されました。市の計画策定につきましては、認知症基本法第１３条に基づいて、努力義務にはなっておりますが、本市におきましては、認知症の事業につきましてはこれまでも力を入れてきたということもございますので、今後計画策定に向けて進めて参ります。

認知症施策の推進については、介護保険法の地域支援事業の枠組みの中で、これまでも高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において認知症施策について掲載を行ってきた流れから関連が深いため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と同じスキームで実施させていただきたいと考えております。計画の期間につきましては、令和９年から令和１１年までの３年間でさせていただきたいと思っております。

続いて計画の策定にあたり、主な内容ですが、２番目のところになります。国の基本計画の概要から来ているところになりまして、７つの基本的施策が示されております。今回、詳細は割愛させていただきたいと思いますが、認知症の人に関する国民の理解と増進等や社会参加の機会の確保等、７つの大きな枠組みが示されております。これらの国の基本計画に示された内容を踏まえつつ、本市が目指す姿や現状の課題を踏まえて、重点事業を設定するなど市の実情に即した計画内容を検討して参ります。

最後に、計画策定のポイントになります。１つ目は、認知症ご本人の声を尊重して、「新しい認知症観」に基づいて各施策を推進していくということが国の基本計画の中で方向性として示されています。「新しい認知症観」とは、誰もが認知症になり得ることを前提に、一人一人が自分ごととして理解し、認知症になってからも、できること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らすことができるという考え方がなります。２つ目は、計画策定にあたり、認知症の人及び家族等から意見を聴くよう努めなければならないと認知症基本法第１２条第３項に規定されております。こちらについてどのように進めていくかという詳細は現在検討中ですが、今年度中に既存の認知症関連事業である本人ミーティング、認知症カフェ、認知症家族交流会等を活用して認知症の人及

び家族の声を聴取して計画に反映させていきたいと考えています。加えて、介護保険課が実施予定であります、高齢者生活実態把握調査の集計結果も含めて計画に反映させていきたいと考えております。

最後に、今後の進め方についてですが、基本的には介護保険の事業計画に沿って、進めていきたいというところではございますが、本日をもってキックオフとさせていただきまして、まずは庁内の地域包括ケアシステム推進本部に作業部会立ちあげの検討を行い、策定を進めていきたいと考えております。

まだ、まっさらな状態のものでありますので、庁内で固めまして、加えて認知症の方々の声を取り入れながら、策定を行って行きたいと考えております。

○事務局

以上、報告事項「次期計画事業の策定について」のご説明となります。

○鳥海会長

ただいまの説明を受けて、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

乾委員、何かございますでしょうか。

○乾委員

新しいことを一からするという事はなかなか大変かとも思いますが、協力できることがあれば、協力させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鳥海会長

認知症の方からの意見聴取というのは本当に難しいです。ご家族の声やこういった団体の声を傾聴し、尊重していかなければいけないと思います。これまでは、認知症状に対する薬が少しずつ出てきたという感じではございますが、効力についてはなかなかということですね。発病のシステムに関わる薬というのが少しずつ増えていて、それもまた熟成していくだろうということで、おそらくアプローチそのものをやがて変えなくてはならないだろうということもあると思うので、柔軟性はすごく大事だと思っておりますが、基本を持ちながら柔軟性を持つ、これは科学・医学の進歩、ときにはある薬のレビューによって良い意味で方向転換をしなければならなくなることもあり得るかと思っておりますので、

より柔軟性を持った施策が必要になるかと思っております。ぜひ皆様、ご協力をお願いいたします。

その他、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本協議会として、報告事項「次期計画策定について」報告を受けたものいたします。それでは次に、報告事項「施設整備計画の状況について」高齢者福祉課より説明をお願いします。

○高齢者福祉課長

施設整備計画につきましては、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で、3年間の施設整備計画数について定めており、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画につきましては、令和6年度から令和8年度までの計画となっております。それでは、施設整備計画の状況について説明させていただきます。資料3-1及び資料3-2をあわせてご覧ください。

なお、ここで一部資料の訂正がございます。資料3-1上段、介護保険施設整備計画の第8期整備計画数の令和5年度の合計でございますが、こちら0（ゼロ）が正しいところ、90と記載されております。正しくは0（ゼロ）でございます。訂正をお願いいたします。

それでは、改めまして説明を続けさせていただきます。今期計画では、介護老人福祉施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定入居者生活介護について、必要な床数を確保していく計画となっておりますので、これらの整備状況についてご説明いたします。

まず、資料3-1の一番上に記載しています介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームですが、常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上の支援や介護を受けられる施設で、入所対象者は、原則、要介護3以上の方となります。第8期計画で190床を計画し、公募により事業者を選定しておりましたが、190床のうち100床が資料3-2に記載しておりますとおり、令和7年4月1日に開設しまして、現在は2,576床が整備済みとなります。また、第8期計画の残りの90床については、令和7年度末の開設を目指しております。

次に第9期計画で計画しました90床についてですが、令和6年度末に事業者の選定を

終え、令和8年度末の開設を目指しております。予定通りに整備が進みますと第9期末の整備済予定数は、2,756床となります。

続いて資料3-1の上段の表の一番下に記載しています介護医療院についてです。介護医療院は、医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者が入所する施設で、本市には未だ整備されていない施設です。整備されますと、医療処置等が必要で自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な高齢者が入所できるようになります。資料3-2では上から3番目に記載しておりますが、現在は公募し、選定審査中の状態です。予定どおり進みますと令和7年度中の開設となり、本市にも100床の介護医療院が整備されることとなります。

続いて居住系サービスについてです。資料3-1の下段の表の一番上に記載しております認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームですが、認知症の高齢者が日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けながら共同生活をする住居です。第8期での計画数は54床でしたが、公募を行ったところ、18床のみの応募となりました。資料3-2の下から3段目にありますとおり、選定した18床につきましては、令和6年10月に既に開設しております。今期の整備計画数は前期の結果を踏まえたうえで、36床の計画としており、今年度の公募を予定しております。

最後に、特定施設入居者生活介護ですが、日常生活上の支援や介護を行います。混合型の特定施設は、要介護者だけでなく、自立や要支援の方でも入所できる施設となり、現在1,070床が整備済となっております。第9期での計画数は40床で、既存の住宅型有料老人ホーム、及びサービス付き高齢者向け住宅からの転換による公募を今年度を実施することを検討しており、整備されますと合計で1,110床となります。

○事務局

以上、報告事項「施設整備計画の状況について」のご説明となります。

○鳥海会長

ただいまの説明を受けて、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

○長島委員

介護老人保健施設のマイナス100というのはどういったものでしょうか。

○高齢者福祉課長

介護老人保健施設のマイナス１００については、介護医療院について手挙げをした施設というのが介護保険施設となります。現在審査中となっておりますが、審査が通りまして、介護医療院が設立されますと、手挙げをいただきました介護保険施設がそのまま介護医療院に転換されることとなりますので、その意味でのマイナス１００という表記となります。

○鳥海会長

施設で一番大事なことは「人」です。ご存じのとおり、介護人材というのは厳しい現状です。施設認定というところで、その施設が人に対してどれだけの準備をしてくれているのか、あるいはその根拠が何なのかを大事にしていきたい。結果的に市民が困るということにならないように、非常に難しいところではありますけれども、厳しい目で認定等されていっていただければと思います。

その他、ご意見等ございますでしょうか。

○芦崎委員

一年前、家族の施設入所のときに介護医療院というものがあると知ったのですが、船橋市内にはないということで、市外に目を向けたということがありました。今回、市内に整備されるということで期待しています。

○鳥海会長

船橋市の福祉・健康・医療に関しましては、弱点がいくつかあり、他市に頼って何とかやっている部分があります。これは、今後みんなで汗流して、血を流してやっていかなければならないものと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

その他、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本協議会として、報告事項「施設整備計画の状況について」報告を受けたものといたします。続きまして、報告事項「苦情・相談受付状況について」事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告事項「苦情・相談受付状況について」をご報告いたします。資料4「令和5年度に寄せられた苦情及び相談について」をご覧ください。

こちらの資料は、市に寄せられた介護保険に関する苦情・相談受付状況について、年に1回とりまとめ、千葉県国民健康保険団体連合会に回答した資料になります。令和5年度が対象となっております。

数値等の詳細な報告につきましては、この資料の回付をもって代えさせていただきます。概要としては、提供されるサービス内容への疑問や意見、要介護認定手続への苦情や意見、保険料の決まり方や負担割合の制度についての問合せなどがあり、多くの場合、あらためて説明・助言することでご理解いただけたたり、ご意見を傾聴するという対応となっております。また、苦情やご意見等について、改善すべき点は改めるよう調整を図っている状況でございます。

○鳥海会長

ただいまの説明を受けて、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

○齋藤委員

ケアマネジャーから相談は、どのような内容かお教えいただいてよろしいでしょうか。

○事務局

介護認定について、通常であれば1か月程度の調査で認定が下りるところ、現状それ以上の時間がかかっています。調査の遅れに伴い、介護度がはっきりとしないことから、使えるサービス内容や金額等について、結果が出るまでどのような対応をとればよいのか、お問い合わせを受けることがあります。特に、要介護と要支援では使えるサービスが大きく変わってくるため、ケアマネジャーからのお問い合わせを受けます。

○鳥海会長

ありがとうございます。認定にもサービス開始にも時間がかかるということは、ごもっともだと思います。

○事務局

資料4は船橋市から国保連に報告しているものですが、県内の状況を国保連がまとめた冊子がございます。ケアマネジャーへのご意見・苦情といった点では、「態度が良くない」や「自分たちの希望に合わせてくれない」といったケアマネジャーに限らず受けてしまう苦情というものが報告されております。

○鳥海会長

ケアマネジャーから、行政への苦情・相談・困りごとは、先ほどの説明以外特に具体的に大きなものはないですか。

○事務局

手元の資料では、確認が取れないです。

○鳥海会長

医療の話ですが、保健所が所管する相談の窓口には、医者に対する苦情がほとんどです。件数も介護に比べて多いです。これに比較すると、介護の方は少なく、介護職員のレベルが高い結果が表れているのだと思います。

それでは、本協議会として、報告事項「苦情・相談受付状況について」報告を受けたものいたします。

最後に「その他」何かございますか。無いようですので、事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

○事務局

会議の議事録についてご報告いたします。議事録につきましては、みなさまに確認をいただいたのち公開となります。なお、次回の協議会の開催予定ですが、11月頃を予定しております。委員のみなさまには日程が固まり次第、ご連絡をさせていただきます。

○鳥海会長

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回介護保険事業運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。